

令和4年度第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和4年8月29日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和4年度第1回公聴会及び第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和4年8月29日（月） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和4年8月24日（水）
- 5 通知した項目
(1)項目
とらふぐの採捕制限について
- 6 出席者
(委員：12名)
森友 信、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、大谷 誠、
松浦 栄一郎、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則
(県及び事務局)
農林水産部水産振興課 課長 澁谷 賢司
水産振興課 生産振興班 主幹 木嶋 久登
漁業調整取締班 主査 松永 善文
主査 土井 建一
下関水産振興局 水産課水産班 主査 金近 哲彦
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班 主任 伊藤 憲彦
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班 主任 柏村 直宏
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局 事務局長代理 山根 知樹
書記 永尾 洋輔
- 7 公聴会の結果
公聴人の出席がなく終了した。
- 8 審議の概要
山根 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の
事務局長代理 方はこれで閉じさせて頂きたいと思っております。

(13:00 終了)

令和4年度第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和4年8月29日（月） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和4年8月24日（水）

5 通知した議題

(1) 議 題

- 第1号議案 委員の辞職について
- 第2号議案 小型機船底びき網手繰第三種（桁網）漁業の許可について（協議）
- 第3号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び
許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
- 第4号議案 とらふぐの採捕制限について（委員会指示更新）

(2) 報告事項

- ア 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
- イ 令和4年度山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果について
- ウ 第22期第2回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について

6 出席者

(委員：12名)

森友 信、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、大谷 誠、
松浦 栄一郎、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則

(県及び事務局)

農林水産部水産振興課	課長	澁谷 賢司
水産振興課 生産振興班	主幹	木嶋 久登
漁業調整取締班	主査	松永 善文
	主査	土井 建一
下関水産振興局 水産課水産班	主査	金近 哲彦
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班	主任	伊藤 憲彦
山口・美祿・周南農林水産事務所 水産班	主任	柏村 直宏
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	事務局長代理	山根 知樹
	書記	永尾 洋輔

7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 委員の辞職について

【審議結果】

松野 利夫委員の辞職について同意した。

第2号議案 小型機船底びき網手繰第三種（桁網）漁業の許可について（協議）

【審議結果】

原案のとおり適当である旨、回答することとした。

第3号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおり適当である旨、答申することとした。

第4号議案 とらふぐの採捕制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり更新することとした。

(2) 報告事項

ア 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について事務局から報告を受けた。

イ 令和4年度山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果について事務局から報告を受けた。

ウ 第22期第2回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について事務局から報告を受けた。

9 審議の概要

山根 事務局長代理 ただ今から令和4年度第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日、事務局の天社が都合により休んでおりますので、山根が代理を務めさせていただきます。

本日は委員定員15名に対して、12名の委員さんのご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。それでは開会にあたりまして森友会長からご挨拶をお願いいたします。

森友会長 みなさん、こんにちは。
今年度3回目の委員会となりますが、本日もよろしくお願ひします。委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

コロナ禍になり3回目の夏を迎えましたが、未だに終息の兆しは見えません。

一方でコロナの影響での魚価安は落ち着いてきており、コロナの終息とともに漁業の世界でも明るい話題が多くなることを祈っております。

本日の委員会につきましては、ご案内しましたとおり議題が4件、報告事項が3件ございます。

委員の皆様方の慎重なご審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

山根
事務局長代理

資料の1ページをお開きください。

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員 松野委員から辞職の申し出がありました。

辞職願については、2ページをお開きください。

知事あてに辞職願が出され、知事から当委員会に辞職について意見を聴かれています。

漁業法141条に、委員は、正当な理由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができるのとあります。

委員会の同意を諮るものです。

事務局から松野委員に事情を聴いたところ、漁業を辞めたためということでした。

漁業法第138条の規定により、都道府県知事が委員の任命するにあたり、委員の過半数は漁業者又は漁業従事者でなければならないこととされております。

松野委員は、漁業者委員として選任されていることから漁業を辞めたからというのは正当な理由と思われれます。

辞任することについて、委員会として同意するか否かについて、ご審議をお願いします。

説明は以上です。

森友会長

説明が終わりましたが、委員のみなさん、ご意見、ご質問はありませんか。

ございませんか。

それでは、第1号議案について、同意することとしてよろしいか。

-----異議なしの声-----

森友会長

全員異議なしと認めます。

第1号議案について同意することとします。

続いて第2号議案「小型機船底びき網手繰第3種（桁網）漁業の許可について」です。

事務局から説明をお願いします。

山根

資料の4ページをお開きください。

事務局長代理

山口県農林水産部長からこの漁業の許可について協議がなされています。

3種桁網の許可は、1種小手繰網や2種えびこぎ網と同様に本来なら県で制限措置を定めて公示し、許可すべきものです。

ただし、周防灘における大分県、福岡県との操業始期の問題が解決しておらず、操業始期について統一された際、柔軟に制限措置に反映できるよう、毎年、3種桁網の制限措置については当委員会で協議した後、許可しているところです。

資料の5ページ以降に、操業区域、操業期間、条件をお示ししております。

まず、漁業の時期について、後に報告がございますが、本年度の周防灘海区連合委員会において、山口県の操業期間は、山口県の専管海域、周防灘の共通海域ともに11月10日とすることで合意されたため、令和4年11月10日から令和5年4月19日までとなっています。

また、操業区域の1と3ですが、これまで、共励会等の調整により定められたものですが、変更等の要望がないため、例年どおりとしています。

資料の13ページ、14ページにそれぞれの海域で操業できる期間について定めております。

以上、今年度の3種桁網の制限措置等についてご審議願います。

森友会長

説明が終わりましたが、委員のみなさん、ご質問、ご意見はございませんか。

ございませんでしょうか。

それでは、第2号議案は、原案どおりで適当である旨を回答することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長

全員異議なしと認めます。第2号議案は、原案どおり適当である旨回答します。

続きまして、第3号議案「山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」事務局から説明をお願いします。

山根

事務局長代理

資料の15ページをお開きください。

内海の委員会に諮っている新規許可に関わるものです。県内知事許可漁業に係るものが7件と県外入漁に係るものが2件ございます。

詳細は、16ページをお開きください。

整理番号1 小型機船底びき網手繰第3種漁業です。これについては、さきほど第2号議案で説明した内容の制限措置を定めるものです。

2番目、3番目が、県外船、広島からの入漁になります。

後で報告しますが、山口・広島連調委で今年も5トン未満が6隻、5トン以上が1隻で合意しておりますので、その数を公示する予定です。

4番目以降については、柳井管内からの要望になります。

4、5番目が、小型機船底びき網手繰第1、2種、通常の小底になります。

6番目が、雑魚かご。4番、5番、6番が県漁協光支店からの要望になります。

7番がまき餌釣りで県漁協柳井支店からの要望です。

8番 たい、はも、あなご、はえ縄漁業が岩国市漁協から要望が上がっています。

9番目が小型機船底びき網手繰第2種なまこ漕ぎ網になります。漁業権に基づくものとなります。これは、県漁協安下庄支店からの要望になります。

2の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、県外船以外のもの、広島県入漁以外のものについては、令和4年8月30日から令和4年9月30日まで、広島県入漁のはえ縄については、令和4年8月30日から令和4年9月12日までとなっております。

申請期間は、普通1カ月間を取るのですが、広島県入漁は10月1日からの許可となりますので、1カ月取ると間に合わないため、14日間としているものです。

19ページ以降にそれぞれの別記操業区域を示しております。

25ページは操業区域を図示したものです。

25ページが広島入漁に係るもの、26ページが通常の小底のもの、27ページが光の雑かご、28ページがなまこ漕ぎ、141号の区域内となっております。

なお、全ての許可について調整が整っていることを申し添えます。

説明は、以上です。

森友会長

説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見やご質問はございませんか。

ございませんか。

それでは、知事からの諮問に対して特に異議はない旨の答申をする

こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 全員異議なしと認めます。第3号議案について、特に異議はない旨、答申することとします。

続きまして、第4号議案「とらふぐの採捕制限について」事務局から説明をお願いします。

山根 資料の29ページをお開きください。

事務局長代理 これも、山口県農林水産部長から当委員会会長あてに委員会指示の発出について協議がなされております。

平成29年度から資源管理の取組みとして、委員会指示によるとらふぐの採捕制限、全長20cm以下の採捕禁止を実施しております。

最新の資源評価では、とらふぐの資源水準は低位、資源動向は減少傾向と評価されており、とらふぐ資源の回復を図るためには、引き続き種苗放流を含む小型とらふぐの保護対策を実施して行く必要があると思います。

30ページに指示案を示しております。

指示の内容につきましては、全長20センチメートル以下のとらふぐは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

適用海域につきましては、山口県瀬戸内海海区、指示の有効期間は、令和4年9月1日から令和5年8月31日までの1年間となっております。

ご審議いただく前に、最新の資源の状況について、水産振興課から説明をお願いします。

木嶋主幹 水産振興課の木嶋です。

私の方からとらふぐの資源状況と資源回復の取組についてご説明します。

資料の31ページをお開きください。

日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源動向について説明します。

漁獲量は、2002年漁期に364トンあったものが、2020年漁期には163トンに減少しています。

漁獲量の減少は、瀬戸内海で顕著となっております。

資源量も漁獲量と同様に、2007年漁期1,231トンであったものが、2020年漁期は685トンまで減少しています。

資源水準は低位、資源動向は減少傾向と評価されています。

未成魚の漁獲抑制と種苗放流の高度化だけでなく、成魚も含めた特

定の年齢に偏らない資源管理の取組が必要との提言がされています。

続いて、放流魚の混入率です。

0歳魚に占める放流魚の割合は、20～35パーセントあり、種苗放流は、資源の底上げに重要な役割を果たしております。

続いて32ページをお願いします。

ここに書いてありますように、本県では、栽培漁業と資源管理が一体となった取組みを推進しております。

栽培漁業としましては、瀬戸内海海域と九州海域の漁業、栽培関係者が連携して作成したトラフグ栽培漁業広域プランに基づいて、適切なサイズでの放流、放流適地 内海の河口干潟への放流、健全な種苗の放流に取り組んでいます。

県の補助事業では、平成26年から内海のAランク放流適地、下関市才川、山口市秋穂周辺に集中放流を実施しているところです。

表に平成26年以降の放流状況載せております。

毎年、50万尾から66万尾の放流を行っています。

続いて、外海の資源管理です。

山口、福岡、佐賀、長崎4県による西日本延縄漁業者協議会での合意を背景とした日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による承認制による隻数制限、漁期制限、全長制限の取組が行われています。

それと併せて産卵親魚の買い上げ再放流が行われています。

3つ目が当委員会に関係する内海の資源管理です。

はえ縄漁業者の自主規制、漁期及び針サイズ制限が行われています。

それと当委員会による3つの委員会指示により対応していただいている規制があります。

1つ目が昭和61年から発出されている「ふぐ浮はえ縄漁業の禁止」

2つ目が平成7年から発出されている「ひっかけ釣りによるふぐ採捕の禁止」

3つめが本日更新をお願いしております平成29年から出されている全長20cm以下の「小型とらふぐの採捕制限」です。

33ページにありますように、全長制限については、ポスター、リーフレットの配布等を行い、漁協、釣具店等に配布するとともに、関係市町への広報誌への掲載等、漁業者、遊漁者に幅広く周知活動をしております。

さらに、陸上、洋上での指導を実施しています。

33ページに参考として「瀬戸内海近県のトラフグ資源管理の取組状況」、34ページに「トラフグの資源生態について」掲載しておりますが、本日は説明を省略させていただきます。

委員会指示の更新についてよろしくをお願いします。

森友会長

委員のみなさん、ご意見、ご質問ございませんか。

竹本委員 この最近、ふぐの漁獲量、資源量が右肩下がりで減っていますが、その一番大きな原因はなんだと思われませんか。

木嶋主幹 獲り過ぎがあると思います。

竹本委員 いや、獲り過ぎはありません。

木嶋主幹 水温の上昇も一因と思われませんか。ふぐの北限が北に上がっています。

竹本委員 私の体験で言うと昭和63年がピークで、そのあくる年、平成元年から1/20まで漁獲が減少しました。

その原因がなんなのか水産事務所にも聞きますが、その原因がなんなのか分かりません。

漁獲制限、33ページですね、山口県では20cm以下は放流しましょうねと決めているのに、愛媛が15cm、広島、岡山が10cmとなっています。これを20cmにさせていただくことはできないでしょうか。

木嶋主幹 広島県へは働きかけはしていたのですが、広島県では、小型のトラフグの需要が高く、なかなか賛同していただけない。

山口県としては、瀬戸内海全域で20cm以下は再放流しましょうということで、今後も水産庁等を通じ、投げかけは行ってゆこうと思います。

竹本委員 ぜひ、頑張って実現していただきたい。

木嶋主幹 了解しました。

竹本委員 当時、私から13cm以下採捕禁止を20cm以下採捕禁止にするよう提案して現在の指示内容になったと思います。

産卵場所、34ページをみていただくと、瀬戸内海がトップクラスの産卵場になっています。

それは、広島県、愛媛県、岡山県も同じです。

産卵場を大事にしないと意味がないと思います。

10cmといったら本当に小さい、私の小さい頃は、小さいものをセゴシで食べていたから覚えています。

小さいものを獲ったら産卵親魚はおらんことなるやろうという話ですよ。

ぜひ、強力に強引に広島、愛媛に働きかけ、20cm以下採捕禁止

にして欲しいものです。

木嶋主幹 国にも話をして、強力な指導を要請しようと思います。

竹本委員 ぜひお願いします。

森友会長 竹本さん、今の回答でよろしいですか。
他にございませんか。

小田委員 関連で、広島県からのふぐはえ縄の入漁があるでしょう。
それに付帯決議のようなもので20cm以下採捕禁止を入れることはできないの

木嶋主幹 山口県へ入漁すれば、委員会指示は適用されます。

小田委員 入漁の協議の際に付帯決議を付けたらどうかという話です。
やれることは、全部やらないといけない。

松永主査 委員会指示の適用については、さきほど、木嶋が話したとおりです。
山口県海域では、委員会指示で20cm以下のトラフグの採捕は禁止されているので、違反となります。
黙って持って帰ってしまって、広島県で食べたり、売ったりすればわかりませんが、基本的で山口県で20cm以下のトラフグを獲った場合は、委員会指示違反となります。

小田委員 連調委の中で話をすれば、広島県の中で話が進むのではないか。
だから、付帯決議にしてちゃんと文書の中に入れたらどうかという提案です。

松永主査 許可の条件に入れろということですか。

小田委員 山口県に入漁する際には、当然、守ってくれと言っているんでしょ。
ただ、文書には書いていない。

松永主査 許可する際の通知文書に、山口県では、20cm以下のトラフグの採捕が禁止されているので遵守するよう指導することは可能です。

小田委員 やれることはやってください。

松永主査 今後、連調委の場でも広島県に要請してまいりたい。

森友会長 小田さんよろしいですか。
ほかにございませんか。
原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第4号議案について、原案どおり委員会指示を更新することとします。
本日の議案は以上となります。
続いて報告事項に移ります。報告事項ア「令和4年度山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果について」事務局より説明をお願いします。

山根 資料35ページをお開きください。
事務局長代理 令和4年度山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果についてご報告します。
令和4年7月20日 水曜日に柳井総合庁舎及び広島県庁4階 漁業調整委員会室においてWEB会議形式で開催されました。
連合海区委員10名中、7名が出席です。
当海区からは、山田委員、内藤委員、松浦委員の3名に出席いただいております。
議題と審議結果につきましては、第1号議案 令和4年度における各種漁業の入漁協定について、広島海区から山口県瀬戸内海区へのふぐ・あなごはえなわ漁業の入漁隻数は、原案どおり7隻が承認されました。
これは、前年度と同数になります。報告は、以上です。

森友会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。
よろしいでしょうか。
続いて、報告事項イ「第22期第2回周防灘3県連合海区漁業調整委員会の結果について」事務局より報告をお願いします。

山根 資料は、36ページになります。
事務局長代理 第22期第2回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果についてご報告します。
開催日は、令和4年8月9日、開催場所は、山口県庁と豊前水産会、大分県庁においてWEB会議形式で開催されました。
出席者は、連合海区委員15名中15名の全員出席となっております。

す。

当海区からは、河野委員、田中委員、竹本委員、渡壁委員、河内山委員に出席いただいております。

議題と審議結果につきまして、第1号議案「周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業始期について」は、令和4年7月15日に開催された三県行政担当者協議の結果が報告され、事務局から例年どおり共通海域は11月10日から、専管海域においては、大分県が10月8日、福岡県が11月8日、山口県が11月10日からとすることが提案され、原案どおり決定されております。

第2号議案「周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延なわ漁業の操業調整に関する委員会指示について」です。

指定海域、37ページ図面の斜線の海域ですね、においては11月10日から11月30日までの間、小底三種は午前6時30分から午前11時30分まで操業禁止、ふぐ延なわは午前11時31分から午後7時まで操業禁止とするもので、原案どおり委員会指示を発動することが決定し、委員会指示を発出しております。

報告は、以上です。

森友会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。
よろしいでしょうか。

それでは、続いて報告事項ウ「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」事務局より報告をお願いします。

永尾書記

事務局の永尾です。

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果についてご報告いたします。

資料の38ページ、39ページに書面評決の結果についての通知をお付けしております。

本年度については、宮城県で開催予定でしたが、新型コロナウイルスの関係で書面開催となっております。

続きまして、40ページ、41ページをご覧ください。

第1号議案は令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案です。

令和3年度の事業につきましては、例年同様の実績で報告されております。

収支決算については、資料に記載のとおりでございます、執行額は予算の9パーセントとなっております。

続きまして、第2号議案は令和4年度事業計画書案及び収支予算書案です。

事業計画書案については、基本的に前年度と同じです。

収支予算書案については、記載のとおりです。

新型コロナウイルスの関係で書面開催が続いておりまして、繰越金が過剰となっていますので、令和4年度については、会費は免除となっています。

続きまして、第3号議案 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会要望書につきましても、基本的には前年度と同様となっています。

第4号議案は、次期総会の開催地でございますが、こちらは、東京都となっています。

いずれの議案につきましても、過半数の承認をもちまして原案どおり可決されております。

報告は、以上です。

森友会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

松永主査

よろしいですか。水産振興課の松永です。

資料の42ページをご覧ください。漁業権切替のスケジュールです。前回の委員会で会長からもっと詳しいスケジュールを示せと言われておりました。

表の右側ですが、前回のスケジュールを参考に載せております。

それに加えまして、今回のスケジュールは、真ん中の今回と書いているところに記載してございます。

実態調査の漁協説明会を今年の5月にしております。

各漁協に漁業権切替の説明と実態調査のお願いをしました。

実態調査の結果が、各漁協からすでに上がってきておりまして精査しているところです。

この8月から漁業権の基点の確認作業に入っています。

実態調査を踏まえまして、県の切替方針を9月に策定する予定で、策定でき次第、各漁協にご説明いたします。

併せて、漁場計画要望を各漁協から提出していただくようお願いいたします。

これが、だいたい9月の末頃になるかと思います。

この漁場計画要望、漁協が免許して欲しい漁業権の要望ですが、この締め切りについては、11月末頃を予定しています。

この要望を踏まえて、県が漁場計画の素案を作ります。

その漁場計画の素案について、利害関係人の意見聴取。

今回の法改正により新たに追加された手続きです。

漁業権の免許を、透明性を持って行う必要があるということで、漁場計画の素案をホームページに載せまして、一般の方からの意見をい

ただくこととなります。

一般の方であっても、利害関係人でなければ意見できません。

利害関係人であることを自ら証明した上で意見をいう機会が設けられています。

意見聴取を終えた後、漁場計画案事前協議 公益調整ですが、こういった漁業権を免許したいということで、海上保安庁や県庁の関係各課等と問題ないか調整を行う。

問題ないということであれば、漁業調整委員会へ諮問。

これを来年の5月に行いたいと考えています。漁業調整委員会で問題なしとなれば、漁場計画を公示。

その後、その内容について免許申請するために各漁協で総会等の手続きをしていただく。

総会等で承認されれば、免許申請を行う。共同漁業権については、来年の7月から9月末、区画、定置漁業権については7月中に申請していただく。

上がってきた申請について漁業調整委員会にお諮りして、問題ないとなれば、共同漁業権については再来年の1月1日免許、区画・定置漁業権については来年9月1日免許の運びになるかと思えます。

当面、目先の話としましては、県で実態調査を踏まえて切替方針を策定し、9月に漁協へ説明することとなります。

説明は、以上です。

森友会長

説明がありました。

ご意見、ご質問ありませんか。

これは、単協、支店、統括支店にも全部配りますか。

松永主査

このスケジュールでしょうか。

切替方針の説明の際に、このスケジュールについてもお示ししたいと思えます。

森友会長

よろしくお願ひします。

他にございませんか。

山根

事務局からもう1点。

事務局長代理

43ページをお開きください。

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の開催についてです。

西日本ブロック会議については、各県持ち回りで開催しているところですが、今年が山口県の受け持ちになりますので、開催案についてご説明いたします。

開催時期につきましては、11月10日から11月11日を予定しております。

開催方法については、ここ数年新型コロナウイルスの関係で書面開催となっていました。今年も全漁調連の意向を踏まえて基本的には対面で開催予定ですが、直前の新型コロナウイルスの状況を踏まえて書面開催を判断する予定です。

出席者につきましては、西日本ブロック関係者約50名、会場につきましては下関市 下関のグランドホテルを予約しております。

議題につきましては、「西日本ブロック会議要望事項について」この要望事項を取りまとめて全国への要望事項として行く予定です。

第2号議案としましては、「次期開催県について」を予定しております。

情報交換会については、開催しない予定です。

会議を11月10日に行い、11日が視察になるのですが、視察先は下関漁港市場と唐戸市場で生きいき馬関街が開催されておりますので、それを予定しております。

参考までに他のブロックですが、東日本ブロックを除き、対面で実施される予定です。

開催されることになりましたら各委員へ案内を送付しますのでよろしく申し上げます。

報告は以上です。

森友会長

ただいまの報告で開催される予定です。

よろしいでしょうか。

他にございませんか。

それでは、以上で本日の委員会を終了します。慎重なご審議ありがとうございました。

(13 : 38 終了)